

# 博物館に内在する観光と政策としての観光

交錯する政策とフィールド

Tourism Inherent in Museums and Tourism as Policy :  
Interlacing Policies and Research Fields  
ISOMOTO Hironori

## 磯本宏紀

### 1 はじめに一近年の博物館をめぐる動向から一

本稿では、近年の博物館のあり方を見据えながら、「観光」、「地域連携」等に属するさまざまな要素への関わり方、向き合い方を、学芸員もしくは博物館の実践例にもとづいて考えたい。博物館を「地域の拠点」とする考え方が、現在新しい局面を迎えているからである。「歴史文化研究拠点」<sup>(1)</sup>の構築を議論するうえでも同様に新しい局面にあると考えてよいだろう。本稿はこの「歴史文化研究拠点」を、歴史・文化についての、調査研究、収集保管、展示、教育普及の基本的な4つの機能を保有し、他機関との連携・協力関係を持続するため、「人」「もの」「場」を保有する拠点と位置づける。多くの歴史博物館、総合博物館がこれに該当すると考える。

近年の観光をめぐる政策動向は大きな転換点にある。国策の変化が、直接博物館ないし博物館行政、文化財行政に対し作用しているのである。その根幹にあるのが、2006（平成18）年12月に成立した「観光立国推進基本法」であり、これに基づき「観光立国推進基本計画」は2012（平成24）年3月に初めて閣議決定された。まずは、このなかで博物館がどのように位置づけられているのかを確認しておきたい。

2017（平成29）年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」では、「美術館・博物館」は、「文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発」<sup>(2)</sup>の項目のなかで次のように書かれる。

美術館・博物館については、資料の収集・保管・展示や調査研究等の機能の向上を支援するとともに、観光旅行者やビジネスパーソン等に夜の魅力ある過ごし方を提供する観点から、夜間開館を推進する。また、観光拠点として魅力ある美術館・博物館づくりを進めるため、参加・体験型教育型プログラムをはじめとする質の高い催しの充実や適切な多言語対応・通信環境の整備等を通して、国内外の訪問者が言語・年齢・障害の有無に関係なく芸術鑑賞・創造活動ができる環境の構築に取り組む。

博物館の基本的な4つの機能の充実を前提としながらも、「夜間開館」、「参加・体験型教育プロ

---

グラム]、「多言語対応」、「通信環境の整備」、「ユニバーサル対応」等具体的に充実すべき内容が記される<sup>(3)</sup>。

これ自体重要な記述であり、博物館等において課題とすべき内容である。ただ、無条件で「観光拠点として魅力ある美術館・博物館づくりを進めるために」とされるように、すべての博物館・美術館等に対して「観光拠点」であることを目的化する内容が包含されていると言えよう。

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課による「公立社会教育施設の所管の在り方等に関する生涯学習分科会における審議のまとめ」では、学校連携、幅広い交流、ボランティア養成、ネットワークづくり、住民の主体的参加等につながる活動の重要性がうたわれるとともに、訪日外国人旅行者を視野に入れた次の記述がある。

特に、近年の訪日外国人旅行者数の増加等により、博物館は新たに経済活性化に資する資源としての観点からも期待が高まっている。その際、単なる観光資源としてではなく、その本来の役割を基本に置きつつ、旅行者に日本や地域について理解を深めてもらい、親近感を醸成してもらう場や、旅行者と住民とが交流する場として、博物館の機能をより幅広く発揮するという視点が重要である。また、住民が自らの地域について学び、誇りを持つこと（シビックプライド）や市民のキャリア（生き方）支援などの観点からも博物館は重要な役割を果たすと考えられる。なお、各博物館の目的や性格に照らした場合、経済活性化に資する事業を展開することがなじまない地域博物館があることにも十分に留意する必要がある<sup>(4)</sup>。

博物館の「観光資源」としての重要性が示されるとともに、住民との関わり、「経済活性化に資する事業」の展開になじまない「地域博物館」があることへの留意も示されている。しかしながら、博物館の本来の役割や業務内容を述べるなら、この記述は偏執した内容のようにも思われる。

こうした博物館を「観光資源」として位置づける政策や方針に対する賛否や立場性は置いておくとしても、博物館の現状は上記のような「文化観光」という国策にもとづく社会的期待と要請のなかにあることは間違いな<sup>(5)</sup>。「歴史文化研究拠点」を問う課題は、こうした社会動向を踏まえたうえで検討する必要がある。

宮瀧 [2015] は、観光と博物館について、2012年のロンドンオリンピック時に、ロンドンで観覧した博物館を例にあげ、

観光地の博物館こそ、不特定多数の入館者、とりわけ日頃あまり博物館に足を運ばれない方々にも、博物館の存在意義と、博物館学が積み上げてきた諸成果を自然に理解していただく格好の場 [宮瀧 2015: 8]

だと言う。博物館の元来の「使命」と「観光資源」としての位置づけをどのように消化し、再定義、再構成するのが、博物館現場サイドの共通した課題ではないだろうか。

2022年4月、「博物館法」が改正された。「社会教育法」に加え「文化芸術基本法」の精神にもとづいて定められた点、「博物館資料のデジタル・アーカイブ化」に関する点、「他の博物館等との

連携」や「地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力向上に取り組むこと」に関する点が、博物館事業関連として新たに追加された<sup>(6)</sup>。これは、博物館が転換期に差し掛かっていることを示すものである。

なお、近年博物館と観光をめぐる研究は量産される状況にあり、ある種のブームを迎えていると言っても過言ではない。管見の範囲でも、中村・青木 [2016]、青木・中村・前川・落合 [2018]、青木・辻・菅根 [2019]、森屋 [2019]、和泉 [2020]、岩城・高木 [2020] 等を挙げられる。ただ、これらはいずれも博物館のもつ展示施設としての機能、教育普及機能を前提にした議論を中心に展開したものであり（そのような機能について言及する方がわかりやすい議論を展開しやすいのかもしれないが）、博物館のもつ機能全体に対して偏った議論に終始していると言わざるをえない。博物館における観光政策、文化政策への対応をめぐる議論として、展示室での来館者対応、各種イベント対応にのみ終始するだけでよいのだろうか。博物館のもつ4つの基本的な機能のうち、調査研究機能、収集保管機能との結びつきはあまり考慮されていない、もしくは展示や教育を補完するものとしてしか位置づけられない。この点は、「観光立国推進基本計画」等にも記述されず、違和感が残る。

本稿では、そうした問題点を補完する観点からも、「歴史文化研究拠点」としての博物館のあり方を見据えながら、「観光」、「地域連携」等に属するさまざまな要素への関わり方、向き合い方を、学芸員もしくは博物館の実践例にもとづいて検討する。そのため、今一度博物館の、とくに地方の公立博物館の元来からの使命を確認するべく、まず「地域博物館」論に立ち返ってみる。そのうえで、近年の筆者のわずかながらの実践例や、観光行政、文化財行政に関わる立ち位置について、事例から論じたい。

議論を展開するにあたり、筆者の立場性が問われることになる。筆者は総合博物館である徳島県立博物館に学芸員として所属し、研究職として民俗分野を担当している。同館は、地方の公立博物館である。常設展や企画展の入館者層だけで評価するなら、リピーター率が比較的高く、国内外からの一過性の観光客の受け入れは多くなく、周辺地域住民の利用、学校からの利用が中心の館である。また、2021年8月に常設展をリニューアルオープンさせたが、近年の博物館行政の動向に少なからぬ影響を受けた展示となっている。

以降では、「2 『地域博物館』論と観光」、「3 観光と文化をめぐる政策と博物館—実践例から—」の順に論を進め、まとめることとする。

## 2 「地域博物館」論と観光

ここでは、1970年代に登場した「地域博物館」論に立ち返ってみたい。広く普及し、誤用されることの多い「地域博物館」という用語があるが、たとえば伊藤寿朗は次のように述べた。

地域博物館という概念は、関係者の間でも誤解されているような、サービス・エリアとしての特定範囲を意味しているのではない。(中略) ①人びとの生活の場としての地理上の範囲(広がり)を前提に、②資料の価値に関する専門領域相互の関係性(深まり)、そして、③各種活動における市民相互の関係性(高まり)を組織化(編成)していくことが条件である。[伊藤

---

1993：157-158]

すなわち、「生活の場としての地理上の範囲」の広がり、「専門領域相互の関係性」の深まり、「市民相互の関係性」の高まりの三本柱の均衡によって成立するとした。もっとも、「地域博物館という考え方は、“ポスト・モダン”の潮流のひとつ」[伊藤 1993：164]とも書かれ、当時の時代性を背景にして醸成された考え方であったとも言える。

さらに伊藤は、当時としては斬新な試みとして、「博物館の三つの型」を提示した。それは「地域志向型」、「中央志向型」、「観光志向型」の三つである。そして伊藤は、この枠組みによってそれぞれの博物館を分類できるわけではなく、一つの博物館に「三つの型が同居している場合が多い」とした。このうち、「地域志向型」は「地域に生活する人々のさまざまな課題に博物館の機能を通して応えていこうということを目的とするもの」とする[伊藤 1986：262]。この「三つの型」を説明するなかで、伊藤は「観光志向型博物館」について次のように述べた。

観光志向型博物館は、社会的諸関係の現実を背景としても、それ自体を内在的に対象化する社会的義務も、逆に公的保障も必要とはしていない。観光行政の対象とはなっても、博物館行政の積極的对象とはならない。[伊藤 1986：262-263]

当時の情勢から、「観光志向型博物館」については切り捨てたようにも見受けられる。もちろん、こうした評価は現段階では成立し得ない。博物館にとって、「観光」との関わりは「社会的義務」であり、「公的保障」が求められるものになってきたからである。

「地域博物館」の概念は、現在博物館が事業展開する方向性としては、いまだに当然のように受け入れられる姿勢である。「地域博物館」論以後に博物館経営論としての研究の進展があったものの、あるいは、2000年代には新たなパラダイムシフトが提起されたかに見えた議論があったが<sup>(7)</sup>、基本的な方向性は依然この「地域博物館」論の延長線上にあると言える。

さて、本題の「歴史文化研究拠点」の問題に戻りたい。改めてこの問題を博物館に軸足を置いて検討するのであれば、先の「地域博物館」の考え方を避けては通れない。すなわち、「生活の場としての地理上の範囲」、「専門領域相互の関係性」、「市民相互の関係性」という3点はそのままキーワードとなり得る<sup>(8)</sup>。次のとおり読み替えることができる。一つ目は、具体的な地域との結び付き、ないしは関係性をもち、主な利用者層や主なフィールドの範囲を確定させている点である。二つ目は、特定の地域や題材を対象とした場合、さまざまな専門分野からアプローチが可能で、共通の地域や対象に対して多方面からの視角を提示できる点である。三つ目は、博物館を拠点として、市民と市民、博物館と市民の結び付きがある点である。いずれの点でも結び付き、ネットワークがキーになるのである。

以上を踏まえ、「歴史文化研究拠点」としての博物館の存在と、「観光」の接点について整理し、考察を進めたい。展示施設、イベント施設ではない博物館像、すなわち研究機関、研究拠点としての博物館の役割を主眼におく。博物館にとって、あるいは学芸員にとって主導的であれ、補助的であれ、さまざまな局面ごとにネットワークが組み立てられ、その一つのピースとして博物館が位置

づけられていることがわかるはずである。

### 3 観光と文化をめぐる政策と博物館—実践例から—

観光文化政策等に関連する事業で、筆者が関わっているネットワークの事例を3例あげたい。これらの事例は特殊なものではなく、日常的な地方の公立博物館における役割のひとつひとつとして取り上げたい。改めて指摘せずとも、博物館は観光行政、文化財行政、あるいは市民との連携関係にあると言え、濃淡、程度の差があるにせよ、ある種の互惠関係にある。

#### (1) 「九州・五島出漁」の調査研究

この事例は、その地域を深く知ろうと関わり続ける外部者に対し、とくに地域の特性を示す成果になり得たと考えている。より専門的な理解を求める観光、さらには住民による地域振興と、博物館活動が結びついたものと言える。

「九州・五島出漁」とは、明治期から昭和期にかけて主に徳島県美波町、阿南市、牟岐町出身の漁業者らが、五島列島、北部九州地域に移って漁業を展開した大規模な漁民移動、漁業移住の事例である。大正期以降は、長崎、福岡、下関等の漁港を根拠地として、二艘曳底曳網漁船により東シナ海、黄海等での遠洋漁業を展開していった。この漁業は、明治期当初は小規模な漁民の移動から始まったが、後に漁業は機械化、企業化、大規模化し、昭和初期以来、漁業を中心に水産加工、石油小売り、倉庫、海運等複合産業化していった〔磯本2018〕。

これは、以西底曳網漁業と呼ばれる東シナ海、黄海等の大陸棚での底曳網漁業で、大量漁獲された魚介は、そのまま生で出荷されるほか、かまぼこ等練り製品に加工され全国に流通した。1945（昭和20）年以降は漁場での軍事境界線、資源保護、排他的経済水域、オイルショック等による制限と規制が増え、以西底曳網漁業は次第に衰退に向かう。その漁業に関わっていた人のなかに、徳島県南部沿海地域の出身者が多く含まれていた。民俗学の研究史においては、戦前期の桜田勝徳による調査で把握されていた事例であり、後に、たとえば「出漁者と漁業移住」の論考中の一事例として取り上げられている〔桜田1949〕。

もちろん、徳島県南部からの漁業移住者が多かった長崎県、福岡県、山口県でも、こうした事実に移り住んだ当事者や関係者らによって知られていたし、出身地の徳島県美波町、阿南市等でも広く知られる事実だった。とくに美波町では数々の顕彰碑や人物像が建てられ、先人の功績が顕彰されている。また、長崎県、福岡県で漁業経営を行う地元出身の経営者らからの寄付、寄贈、奉納を記念した各種の碑文、玉垣等が残る。美波町教育委員会による「ぼっぼマリン」<sup>(9)</sup>（郷土資料展示室）での展示コーナーもある。地元自治体史や『徳島県漁業史』〔徳島県漁業史編さん協議会編1996〕における記述もある。ただ、その全体像や諸々の関係性、基本的な構造、生活実態については、ほとんど把握されていなかったのである。

筆者は学芸員、あるいは民俗学研究者の立場からこの研究課題に取り組んできた。出漁者の出身地である美波町で九州出漁の関係者からの聞き取り調査を進め、その関係者の人的ネットワークをたどりながら、とくに長崎県、福岡県等に移り住んだ方がたと会い、話を聞かせてもらい、写真、文書等の資料を収集した。行った先でさらに次の方、次の地域へと芋づる式に調査を進めた。それ

は、出漁者、移住者がこれまでに形成してきたネットワークのひとつひとつを紐解いていく作業であった。点でしか見えていなかった世界が、線でつながり、立体になって見えてくるのを実感する調査だった。これが2010～2013年頃に取り組んでいた仕事のひとつだった(写真1)。

こうした成果は、論文、調査報告として発表し、これにもとづいて2012年には美波町立日和佐図書・資料館で、2013年には由岐公民館で移動展を開催した。これは、美波町教育委員会との連携により実施したもので、

2013年の由岐公民館での展示は地区文化祭と連動したのもでもあり、元漁業者、関係者の方がたに協力を得て実施した。また、この頃、NHK、民放のテレビ番組制作のための取材に協力する機会が何度かあった。情報提供、写真提供、関係者の紹介等で協力させてもらい、番組が制作され放送された。2014年10月には、「由岐歴史散歩」という教育普及行事を企画し、地域住民を含む参加者と一緒に歩いた。地元海部郡内で地元漁民の九州出漁、移住に関して講演する機会を、海部郡文化財審議委員会からもらった。2018年には徳島県立博物館で研究成果を生かした企画展「阿波漁民ものがたり」を開催した。

さまざまな反響が、とりわけ展示については公的、私的に飛び込んで来る。印象に残っている例をいくつかあげる。フリージャーナリストの中村明美氏が、企画展「阿波漁民ものがたり」について、2018年6月2日の『毎日新聞』に掲載した記事があった。中村氏は、九州への出漁漁民の出身地であった徳島県阿南市椿泊地区出身のジャーナリストである。「歴史というものは、頭の上を通り抜けて、わたしの手の届かないものだ、子どものころ思い込んでいた。(中略)でも、実際には、わたしのルーツもまた、歴史のうねりの波紋の延長線上にあった。」[中村2018]それを企画展が実感させてくれたと書いた。また、展示室内の休憩用ソファに座り込み、涙を流しながらそこに居続ける高齢女性を見かけた。直接面識はないが、声をかけるとあまり多くは語らないものの、関係者である旨を教えてもらった。いずれの例も、筆者の差し出がましい解説等につきあってくれた方がたではない。展示というメディアは、思わぬところで、制作側の力量とは関係なく波及効果を生むものである。印象に残るこのような観覧者との出会いの機会があった。

こうした活動が地域の歴史を顧みるきっかけになったのか、その波及効果を量的に説明することはできないが、近年新たな動きがある。美波町域から移り住み、福岡市や長崎市で水産会社を設立した経営者が多数いる。水産会社は、すでに移住当時の経営者から代替わりしていたり、会社経営をやめていたりする例がある一方、現役の3代目社長らが4人集まり、美波町役場が主催する交流事業を2017年より開始している。福岡市、長崎市への移住2世、3世にあたる人たちによるものである。こうした交流事業は継続拡大されつつあり、美波町日和佐地区での秋祭りの際には交流事業が行われ、祭礼組織への寄付が行われた。JR由岐駅前には出漁者らを顕彰する解説案内板が、



写真1 福岡市在住の徳島県南部出身の元以西底曳網漁船の漁労長ら。2012年の筆者の調査時に集まってもらった。(2012年9月、筆者撮影)

---

美波町教育委員会により2020年3月に建てられた。

これは、地域の小さな交流の動向であり、大量の観光客を動員するような交流の展開ではないが、筆者らによる調査研究から地元住民、地元自治体へと波及し、交流事業を生み出した事例である。今後も交流は継続されるものと思われ、注視しつつ、さまざまな局面で筆者個人としても、博物館としても接点を持ち続けていくことになるだろう。

## (2) 「鳴門の渦潮」世界遺産登録と調査研究

この事例は、直接的に観光政策と結びついた事業との関わりから生まれた成果や関係性についてのものである。代表的な観光地情報だけではない地域情報の発信にも結び付く成果を産んだものと言える。

世界遺産登録に関わる事業は、広域連携による観光政策の中核を担うものである。世界遺産をめぐっては、徳島県では「鳴門の渦潮」と「四国遍路」をめぐる事業が進行中である。当時の徳島県地方創生課に事務局が設置され、「鳴門の渦潮」世界遺産登録学術調査検討委員会が組織された。類似事業は兵庫県側でも連携して展開されていたが、兵庫県側が自然編、徳島県側が文化編の調査研究を担当する方向で展開し、徳島県側には歴史学、地理学、民俗学、美術史、文学等の研究者が県内外から集まり、調査研究が進められた。個人として選択した研究課題ではなく、仕事として与えられ、関わることになった業務である。

筆者の所属する徳島県立博物館から筆者を含め2名、ほかに博物館の関係者としては徳島市立徳島城博物館から2名が参加した。そのほか、委員会にはオブザーバーとしてではあるが、徳島県、兵庫県、鳴門市の行政各部署の担当者も参加し、調査研究が行われた。2014～2015年度にかけてのことで、2016年度には成果報告を執筆し、『「鳴門の渦潮」世界遺産登録学術調査報告書～文化編～』〔「鳴門の渦潮」世界遺産登録学術調査検討委員会2017〕が刊行された。これは、世界遺産の構成資産について明らかにし、その普遍的意義を示す根拠の探究を目的とするものである。

筆者は、鳴門海峡における鳴門市域を中心とした生業としての漁業、漁法・水産加工、漁民の移動を扱った小稿を執筆した。また、ここで発表した内容をもとにして、筆者は2018年には地元地域での公民館講座の一コマを担当した。これは鳴門市との共同事業で、調査成果を地元に戻し、普及することを目的とするものであった。余談になるが、こうして義務的にはあるが鳴門市域の海辺を調査で歩くことが、人脈が広がり、諸々の情報や調査データが増え、新たな研究課題に結びつききっかけとなった。調査に対応してもらった漁業者の方には、鳴門海峡での漁に同行させてもらうこともあり、反対に諸々の問い合わせ（レファレンス）や資料を寄贈してもらうこともあった。義務的で、主導的でない調査でも、得るものは意外に多いし、地域とのつながりが生まれる。

既知のことであるが、世界遺産へのハードルは高い。行政サイド、研究者サイドだけではなく、幅広く市民運動となっていくことが重要である。この点は、観光業者、地域振興の観点からはいまだ過渡期の段階にある。「鳴門の渦潮」は、世界遺産だけでなく、日本遺産への登録も試みられた。日本遺産への登録の芽が出てくればと、世界遺産登録学術調査検討委員会事務局の要請により、博物館での展示も計画された。研究成果にもとづく資料等を展示し、多くの人に見て、知って、加わってもらうためのメディアとして、博物館展示が位置づけられた。あるいは、社会的認知度の向上、

---

---

市民運動の高揚を狙うことのできる施設として、博物館は位置づけられた。残念ながらこの展示は<sup>(10)</sup>いまだ実現していない。

さて、ここで取り上げたかったのは、博物館としての観光行政への関わり方、立ち位置である。どこからが観光で、どこからが文化で、どこからが調査研究でといった恣意的な境界線を引くこともあるいは可能かもしれない。ただ、こうした既存の社会的課題に対して、観光行政等との連携にもとづく調査研究に積極的に関わっていくことは、博物館にとっても有意義かもしれない。それにより新たな連携が生まれ、新たな資料の発見に結び付いていくからである。調査研究部門での「観光」との関わりもまた、博物館における観光事業との接点であると言える。そして、こうした方向での需用の高まりは同時に、地域の「歴史文化研究拠点」としての博物館の役割の高まりでもあると言える。もちろん、博物館がバランスを欠いてこうした事業に偏重していくことは慎まなければならないのであるが、確実な調査研究や研究成果に基づく観光事業が推し進めなければならない。

### (3) 「阿波晩茶」の製造技術の調査研究

この事例は、文化財行政としての調査研究のプロセスから地域との関係性が生まれたものである。その成果は、地域滞在型の観光や移住者受け入れのためのベースとなる情報を含むものになると言える。

徳島県上勝町、那賀町（相生地区）を主な生産地とする後発酵茶がある。夏の生育した茶葉を摘み取る点、茹でて一端自然発酵を止めた後、桶に漬けてこんで乳酸発酵させる点を特徴としてあげることができる。その製法は、摘んで来た夏の茶葉を釜で茹で、揉捻機や茶摺り舟で茶摺りをした後、桶に漬けてこんで発酵させ、最後は桶から出して天日で干して完成させるというものである。「阿波晩茶」は、家ごとで茶が栽培され、加工され、生産される。生産量の多い家は出荷するし、出荷せず自家消費や贈答用のみを生産する家も多い〔徳島県文化資源活用課2020〕。

「阿波晩茶」は、健康食品ブームに乗ってブランド化し、特産品として販売する動きがあった一方で、それを製造する技術そのものが文化財として顧みられることはこれまでなかった。生産用具の一部は、那賀町教育委員会や徳島県立博物館で収集・保管されていたが、網羅的な調査は実施されないままだった。国内でも稀少な生産事例であるため民俗学、栄養学、薬学等の分野で調査研究対象とされることはあったが、製造技術の全貌を明らかにした網羅的な研究はなかった。

2018年度から2019年度にかけて、徳島県文化資源活用課を主管として、「阿波晩茶」製造技術の調査が行われた。これは文化庁が主導する「四国の発酵茶」の枠組みのなかでの調査であった。県内外の民俗学研究者（大学、研究機関、博物館所属）、県内の歴史学研究者（文書館所属）らが調査委員として参加して調査が行われ、2020年3月には報告書『「阿波晩茶製造技術」調査報告書』が発行された。2021年3月には「阿波晩茶の製造技術」が、無形民俗文化財に指定された。

こうした動きに連動して、筆者が所属する徳島県立博物館では、2020年2月18日から4月12日まで常設展示室内で部門展示「阿波晩茶の製造技術と製造用具」を開催した。これは、調査時に撮影した写真、収集した晩茶製造用具、調査データにもとづいた展示であった。また、寄贈してもらった道具を分類し、共同調査にもとづく調査研究成果の一部を公開する目的で実施した展示であった。生産者や研究者が来館し、実際の製造用具等を全体像として観覧する機会になった(写真2)。



さらに、2021年8月にリニューアルオープンした常設展では、「山とくらし」のなかで、「阿波晩茶」に関する展示コーナーを設けた。

ここでの問題は、博物館としての文化財行政、とくに無形民俗文化財との関わり方である。博物館としてこうしたテーマを展示として扱う場合、博物館と観覧者の間には、必ずさまざまな参与者（あるいは協力者）の存在がある。まずは、調査に関わった研究者、一連の事業を実施し、文化財として指定に向け

た業務を行った行政職員がいる。欠かせないのは保存団体やそれに関わる人（「阿波晩茶」の場合は生産者ら）、さらに生産者らの使う道具を製作、調整、整備する職人や業者ら、農協や仲買等出荷先の業者、「阿波晩茶」の消費者等である。この他、展示を報道するマスコミ関係者、調査成果、収集民具を展示するにあたり、それに関わる様々な人びととの連携を、展示や博物館が産み出す。

民俗学の特性と言える調査方法が機能する。必ず現地で多くの人びとと出会い、話をし、話を聞き、観察し、関わりをもちながら調査を進める。調査データを得ながらも、自ずと関係性を構築していくことになる。

この調査は、文化財指定という文化財行政の営みに端を発しているが、それに関わる人びとを巻き込み、結び付ける結果になる。「阿波晩茶」をテーマとして扱うことも、さらに広げて現存する民俗事象を扱うこと自体も、そういった要素をはらんでいるのである。

さて、ここで挙げた3つの実践例は、いわゆる博物館の観光対応で想起されるインバウンドや外国人誘客、団体客の受け入れ対応の要素を含むものではない。地域交流、観光行政、文化財行政と博物館との関わりを取り上げた、最近の博物館としては日常的な実践例であった。このほかにも、重要伝統的建造物群の観光ボランティアへのレクチャーや報告書にもとづいた解説マニュアルの作成に関わったり、観光ガイドが博物館の主催する教育普及行事に参加してくれたりすることもあり、それをきっかけに関係が構築されることもある。あるいは、観光用パンフレットの作成にあたり、資料の写真を提供するなど微細な協力や、それらの執筆、編集に関わったこともあった。

行政との関わり、その背後にある観光業を見据えた実践例を少し読み解いただけでも、そこには多くの立場の人が関わり、関心を寄せていることが見て取れる。こうした人びとや団体と関わりを持ちながら、時には巻き込み、巻き込まれながら、研究成果や資料にもとづく試行錯誤を持続するのが博物館の社会的な役割ではないだろうか。こうした研究成果や収集資料がなければ、地域交流、観光、文化財に関わる様々なアクターによる活動は不十分なものになってしまうのである。

一面では、来館者の受け入れ施設であり、展示というメディアを持ちながらも、研究成果を社会と共有し、新たな施策や活動を産み出す下支えとなるのが、博物館の「歴史文化研究拠点」としての、より重要な役割であると考えてるのである。



写真2 徳島県立博物館部門展示「阿波晩茶の製造技術と製造用具」(2020年2月、筆者撮影)

## 4 おわりに

「観光」に関わる施策全盛の今、なぜ、博物館の「歴史文化研究拠点」としての役割を問うのか。先にあげた事例からもわかるとおり、博物館が研究拠点の一つであることが前提であり、そのうえで観光や文化に関わる政策との接点を見据えるためである。もちろん、このことは近年の新しい問題ではなく、「地域博物館」論から確認したように、ずっと継続してきた博物館の「観光志向」としての社会的役割である。ただ、最近にわかに政策として強調され始めている「観光」には、別の要素が結び付き始めていることは注意しておく必要がある。

本稿では、博物館の観光行政や文化財行政、あるいは地域間交流等行政施策や地域住民との関わりについて、観光対応に向けた展示や教育普及、施設整備、コンテンツ整備等を含む博物館マネジメントとは異なる次元での役割について論じてきた。それにより、これまで等閑視されてきた調査研究における「歴史文化研究拠点」としての博物館の役割について、実践例をあげて再確認した。本稿で取り上げた実践例からもわかることだが、小手先だけの観光対応に向けた展示や教育普及、施設整備、コンテンツ整備等では大した意味を持たない観光需用が少なからずあることは、周知のことであろう。本質的で持続可能な「研究拠点」強化の方向性もまた、観光や地域振興のための施策の一つと考えるべきではないだろうか。

一見観光とは無関係に見える地道で時間のかかる調査研究活動も、観光や地域振興のための確実なコンテンツ産出に不可欠なのである。ここに、博物館が、あるいは地域が、消費されるだけの「資源」ではなく、新たなコンテンツや価値（研究成果）を生み出す存在であるべきだという主張が成り立ち、博物館等の新たな価値（研究成果）の産出に対する役割が高まる。博物館が行政、各種業界、市民グループ、研究機関等さまざまなアクターと関わりを持ち、時には連携しながら社会的役割を果たしていく「研究拠点」であるとも言え換えることができるのである。そしてこれは、新たに付与された役割ではなく、すでに博物館に内在していた機能なのである。

繰り返しになるが、博物館としても、あるいは学芸員としても、その取り組みのなかで主導的であれ、補助的であれ、さまざまな局面ごとにネットワークが組み立てられ、その一つのピースとして博物館が位置づけられる。観光施策のなかで、これまでになかった来訪者に向けた施設の再整備、コンテンツの充実を図り、ユニバーサルデザインを充実させ、これまでになかった斬新なイベントを試みることはもちろん重要である。しかし、「研究拠点」としての地道な活動を持続することの方がもっと重要である。

最後に、こうした取り組みの持続について課題を述べる。「研究拠点」として新たに見いだした資料や研究成果を、いかにうまく活用してもらえるか。それをどのように第三者に価値付けしてもらえるのか、あるいは共有してもらえるのが重要である。本稿の事例は特段の戦略をもたず、偶然結び付いていったものである。そうした意味では、適切な研究成果や情報を、適切なアクターと結び付け、シェアし、化学反応を起こさせるための戦略の構築が必要である。困難なことであろうが、そうした手法や方法論のルーティン化と普遍化が課題と言える。

## 註

(1)——本稿は、2020年9月に一端脱稿したものであるが、2022年4月15日の「博物館法」改正等の動向をふまえ、2022年9月に一部を加筆修正した。

(2)——「観光立国推進基本計画」平成29(2017)年3月28日閣議決定、26頁、<https://www.mlit.go.jp/common/001299664.pdf>、(2020年8月11日閲覧)。なお、2023年4月21日閲覧による同サイトには、令和5(2023)年3月31日閣議決定の「観光立国推進基本計画」が掲載される。「博物館・美術館等の文化施設の充実」に関する記述は38～39頁にある。

(3)——「観光立国推進基本計画」中には「文化財」等をめぐる内容として、「文化財等の保存・活用」、「文化財を中核とした観光拠点の整備」、「文化財の観光資源としての魅力向上」といった項目があり、その他にも「魅力ある公的施設の公開・開放」、「世界遺産の推進及び保存・活用」、「ナショナルトラスト運動の推進」、「地域の伝統芸能等の活用」等に関する記述がある。

(4)——中央教育審議会生涯学習分科会「公立社会教育施設の所管の在り方等に関する生涯学習分科会における審議のまとめ」平成30(2018)年7月9日 [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo2/siryu/attach/1408613.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/siryu/attach/1408613.htm) (2020年8月11日閲覧)

(5)——佐久間 [2022] は「文化観光や創造産業との相乗効果を重視した文化政策はけして安倍政権オリジナルではない事を指摘しておく。」として、「ヨーロッパを始め世界的には主流であり」、ユネスコの2015年勧告を引いて、「ミュージアムを産業の中に位置づけることを、ユネスコは何らタブー視していないことは留意すべき」とする [佐久間 2022: 61-62]。この点では、管見の範囲

ではあるが、2019年 ICOM 京都大会でも同様の議論が賛同者を得て行われていたと認識している。

(6)——文化庁「博物館の一部を改正する法律(令和4年法律第24号)について」[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan\\_hakubutsukan/shinko/kankei\\_horei/93697301.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/kankei_horei/93697301.html) (2022年9月29日閲覧)

(7)——上山 [2003] に代表される「第3世代」の博物館から「第4世代」の博物館モデルへのシフトに関する議論がある。

(8)——「文化観光推進法」を根拠とした政策の方向転換のなかで、とくに近年、観光志向の要素が強化されつつある。たとえば、文化庁による2020年度の博物館支援事業には、「地域と共働した博物館創造活動支援事業」、「博物館等を中核とした文化クラスター推進事業」があったが、このなかでは「文化観光拠点」、「地域文化観光推進」、「文化芸術立国の実現」、「地域文化の発信」と言った用語が目を引く。現在過渡期であると言え、こうした動向への注視が必要である。かつて、長浜 [1986]、伊藤 [1993] 等で書かれた「観光志向型」の博物館の域を超え、すべての博物館にこうした志向性を要求する風潮が創られつつあるからである。

(9)——JR 由岐駅の2階の一角にある郷土資料展示室で、主に民俗資料、考古資料を中心とした展示が設置される。美波町教育委員会の所管である。

(10)——その後、2020年度からは、「鳴門の渦潮」調査研究プロジェクト実行委員会(事務局は兵庫県立歴史博物館)が立ち上げられ、鳴門海峡を挟む兵庫県と徳島県との共同研究が行われた。

## 参考文献

- 青木豊・辻秀人・菅根幸裕編 2019『博物館が壊される！—博物館再生への道—』。雄山閣。
- 青木豊・中村浩・前川公秀・落合知子編 2018『博物館と観光—社会資源としての博物館論—』。雄山閣。
- 和泉大樹 2020「観光振興に関わる地域組織から見たミュージアム～長野県茅野市を事例として～」。『日本ミュージアム・マネジメント学会研究紀要』24: 13-19。
- 岩城卓二・高木博志編 2020『博物館と文化財の危機』。人文書院。
- 磯本宏紀 2018「以西底曳網漁業における漁民の移住と定住化」。地方史研究協議会編『地方史研究協議会第68回(徳島)大会成果論集 徳島の発展の歴史的基盤—「地力」と地域社会—』。雄山閣、271-297。
- 伊藤寿朗 1993『市民のなかの博物館』。吉川弘文館。
- 伊藤寿朗 1991『ひらけ！博物館』。岩波書店。
- 伊藤寿朗 1986「地域博物館論—現代博物館の課題と展望」。長浜功編。『現代社会教育の課題と展望』。明石書店、233-296。
- 上山信一・稲葉郁子 2003『ミュージアムが都市を再生する—経営と評価の実践—』。日本経済新聞社。

- 
- 栗原祐司 2022『基礎から学ぶ博物館法規』. 同成社.  
佐久間大輔 2022「2022年博物館法改正への道程と論点」. 『ヒストリア』291: 55-68.  
桜田勝徳 1949「出漁者と漁業移住」. 柳田国男編. 『海村生活の研究』. 日本民俗学会. 104-113.  
高岡弘幸・島村恭則・川村清志・松村薫子編 2019『民俗学読本—フィールドへのいざない—』. 晃洋書房.  
徳島県漁業史編さん協議会編 1996『徳島県漁業史』. 徳島県漁業史編さん協議会.  
徳島県文化資源活用課編 2020『「阿波晩茶製造技術」調査報告書』. 徳島県.  
長浜功編 1986『現代社会教育の課題と展望』. 明石書店.  
「鳴門の渦潮」世界遺産登録学術調査検討委員会編 2017『「鳴門の渦潮」世界遺産登録学術調査報告書』. 「鳴門の渦潮」世界遺産登録学術調査検討委員会.  
中村明美 2018「世界史を実感できる教育を」. 『毎日新聞徳島版 (2018年6月2日朝刊)』. 毎日新聞社.  
半田昌之 2022「日本の博物館制度の行方(6)」『博物館研究』57(6).  
中村浩・青木豊編 2016『観光資源としての博物館』. 芙蓉書房出版.  
宮瀧交二 2015「観光と博物館」. 『博物館研究』50(9): 6-8.  
森屋雅幸 2019「博物館と観光の関わりについて—近年の博物館政策と『ミュージアム・ツーリズム』を中心に—」. 『都留文科大学研究紀要』89: 189-205.

(徳島県立博物館, 国立歴史民俗博物館共同研究員)  
(2022年11月21日受付, 2023年5月22日審査終了)